

# 「小国町たすけあい資金」のご利用について

一時的、緊急的な資金をご利用いただけます。

- ◆対象世帯 小国町在住の低所得世帯 ※生活保護世帯は対象外  
(ただし、福祉事務所長からの意見等があれば貸付する場合があります。)
- ◆資金種類 生活、医療、結婚、就学(職)支度等の資金
- ◆貸付金額 一世帯につき5万円以内(ただし特認で15万円以内)
- ◆貸付利子 無利子
- ◆貸付期間 貸付けの月の翌月から起算し、12ヶ月以内(ただし特認で20ヶ月以内)
- ◆連帯保証人 原則として、町内在住の現に就業されている60歳未満の方1名を付けていただきます。
- ◆申し込み 借入申請書に必要事項を記入、必要な書類を添付し、社協事務局に提出して下さい。  
また、申請には担当民生委員さんの意見が必要です。
- ◆資金貸付 申請書提出後貸付けの適否を決定し、本人に連絡します。  
その後社協窓口において借用書と引き換えに資金を交付します。
- ◆償還方法 借り入れ時に償還票をお渡ししますので、それに償還金を添えて社協窓口を持参して下さい。償還終了後借用書をお返しします。
- ◆注意事項 次のような場合は速やかに社協事務局に報告して下さい。  
(1)氏名、住所を変更したとき  
(2)やむを得ず償還が遅れるとき

社会福祉法人 小国町社会福祉協議会

小国町大字岩井沢 604-2(小国町老人福祉センター内)

TEL・FAX 62-2825